

# 給与支払報告書の作成にあたって特に注意していただきたい事項

23

給与支払報告書（個人別明細書）

※		※ 種別		※ 整理番号		※	
支払 を受け る者	※ 区分	(受給者番号) 0001-0001					
	住 所	① (那覇市久茂地1-1-1)				氏名	
	中城村字南上原615 仲松アパート202					② 中城太郎	
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額			
給与・賞与	5,468,000	3,834,400	2,647,500	0			
控除対象配偶者 の有無等	配偶者 特別 控 除 の 額	控 除 対 象 扶 養 親 族 の (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	社会保険料 等の金額	生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	住宅借入金 特別控除額
有 無	1	④ 特定 ⑤ 老人 その他	⑥ 特別 その他	360,000	97,500	50,000	59,300
扶養親族 16歳未満	本人が障害者	寡 婦	寡 夫	勤 労 学 生	死 亡 退 職	災 害 者	外 国 人
1	乙 欄	特別 一般 特別	夫				
1				⑮ 中途就・退職	⑯ 受給者生年月日		
				就職 退職 年 月 日	明 大 昭 平 年 月 日		
				○ 23 6 10	○ 27 10 11		
支払者	住所(居所) 又は所在地	中城村字当間176番地					
	氏名又は 名称	株式会社 吉の浦 (電話)098-895-2131					

(摘要) に控除対象配偶者、扶養親族の氏名、続柄及び前職分の加算額、支払者等を記入してください。

- 受給者の平成24年1月1日現在の住所を記入してください。  
住民登録地と実際の住所が異なる場合は両方の住所を記入し、住民登録地を( )書きして下さい。
- 役職等が臨時・パート等の場合でも、毎月の給与が発生する方は、「特別徴収」となりますので、摘要欄に「特徴希望」と赤い字で表示して下さい。
- 年齢19歳以上～23歳未満(昭和64年1月2日から平成5年1月1日生)の方の人数を記入して下さい。  
※特定とその他では扶養控除の額が違います。
- 老人扶養親族のうち同居老人等に該当する方がいる場合、その人数について(内)の欄にも記入して下さい。別居の場合は、(人)の欄のみ記入となります。
- 同居特別障害者に該当する方がいる場合も同様に(内)の欄に人数を記入して下さい。
- 社会保険料の他に小規模企業共済掛金控除がある場合はそれも含めて記入し、その内訳を( )書きして下さい。

- ⑧⑫ 一般の生命保険料以外に、個人年金保険料の支払いがある場合、その支払額を⑫に必ず記入して下さい。
- ⑨ 地震保険料の控除額に旧長期損害保険料(平成18年末までに契約を締結した長期損害保険料)の控除が含まれている場合は、旧長期損害保険料の支払額を⑬に記入して下さい。
- ⑩ 扶養親族の名前・続柄・生年月日を記入し、別居扶養の場合は住所も必ず記入して下さい。また、中途退職者で通算して年末調整をした場合は、前職場名・支払金額・社会保険料等を必ず記入し、前職分の合算(有・無)をハッキリと記入して下さい。重複課税の原因となります。  
※ 扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族の名前は「〇〇(年少)」と必ず記入して下さい。  
※ 扶養者の名前・続柄・生年月日の記入が無い場合、扶養証明や扶養者の所得証明等が発行出来ませんので、必ず記入して下さい。
- ⑪ 配偶者に所得がある場合は、その「所得の合計」を必ず⑩に記入して下さい。(誤って収入金額の合計を記入しないように注意してください。)
- ⑭ 年末調整で所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除がある場合、「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」を摘要欄に記入して下さい。
- ⑯ 中途の就職・退職の場合は、就・退職年月日を忘れずに記入して下さい。
- ⑰ 受給者の生年月日は、各種の判定基礎となりますので、忘れずに正しく記入して下さい。
- ⑰ 「16歳未満扶養親族」欄には、扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族の数を記入して下さい。  
※ ここでいう16歳未満の扶養親族とは、平成8年1月2日以後に生まれた方をいいます。  
※ 摘要欄で前職分、扶養者の氏名、生年月日は忘れずに記入して下さい。

- ※ 給与支払報告書は対象者1人につき 2部 提出です。
- ※ 給与支払報告書の提出以降に退職・転勤等があった場合は、早急に異動届を提出して下さい。
- ※ 給与支払報告書の提出は金額の多少やアルバイト・パート従業員などの雇用形態に関わらず平成23年中に勤めていた方、全員分の提出が義務付けられています。  
⇒ 提出の前に総括表に記入した人数と給与支払報告書の枚数を確認してください。
- ※ 今年度は給与支払報告書の様式が変わっています。古い給与支払報告書は使用せず、処分されますようお願い致します。

**お願い**  
 ※ 1月以降の退職は特別徴収の一括徴収をお願いします。  
 退職の日が平成24年1月1日～4月30日までの時、平成24年5月31日までの残りの税額を越える給与または退職手当が支払われる場合、本人の承諾がなくても一括徴収しなければなりません。